

岡谷市最低制限価格制度実施要領（平成24年岡谷市告示第40号）新旧対照表

現行	改正後
<p>○岡谷市最低制限価格制度実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月30日 告示第40号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の95を乗じ（千円未満切り捨て）、その得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に<u>10分の9</u>を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。</p> <p>(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額（千円未満切り上げ）から<u>10分の9</u>を乗じて得た額（千円未満切り捨て）までの範囲内の額とすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>	<p>○岡谷市最低制限価格制度実施要領</p> <p style="text-align: right;">平成24年3月30日 告示第40号</p> <p>第1条～第2条（略）</p> <p>（最低制限価格の設定）</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の95を乗じ（千円未満切り捨て）、その得た額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。</p> <p>(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額（千円未満切り上げ）から<u>10分の9.2</u>を乗じて得た額（千円未満切り捨て）までの範囲内の額とすることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第4条～第6条（略）</p>